

入札参加者の心得

入札

- 1 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 別に定めがあるもののほか、入札における留意点は次のとおりです。
 - (1) 入札書は市指定様式を使用し、これに入札年月日、入札参加資格者の氏名（委任を受けた者にあっては、受任者の氏名も併記してください。）、件名、入札金額等を記入し、押印の上、「期間入札(試行)に関する留意事項」に従って、封書にし、提出してください。
 - (2) 令和4年1月1日から、行政手続に係る押印等の見直しに伴い、入札書（見積書）の押印の義務付けを廃止したことから、代表者又は代理人印の押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない入札書（見積書）を提出する場合は、入札書（見積書）の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。なお、押印がなく、上記の記載がない場合は無効となります。
 - (3) 落札決定に当たっては、**入札書に記載する単価（発電側課金（kW課金及びkWh課金）を含まない）**にそれぞれの区別予定電力量を乗じた金額（小数点第2位未満の端数を四捨五入）の合算（円未満切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を除く金額を記載すること。（※**入札書に記載する単価は、消費税相当額を除く金額を記載してください。**）記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。
- 3 高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項を熟読の上、入札書を提出してください。
- 4 入札参加者又は当該入札参加者の代理人は、他の入札参加者を代理することができません。
- 5 代理人が入札しようとするときは、入札書を入れた封筒に委任状を同封しなければなりません。
- 6 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。ただし、入札書提出後の辞退については、高松市期間入札試行要領と期間入札(試行)に関する留意事項に定めるところによります。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
 - (3) 委任状の提出がない代理人のしたもの
 - (4) 入札書が、本案件指定の様式によらないもの
 - (5) 同一の入札について2以上の入札書を提出したもの

- (6) 入札書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの
- (7) 入札書に記載された金額に計算誤りがみられるもの
- (8) 金額を訂正したもの
- (9) 高松市期間入札試行要領第9条第1項各号(期間入札(試行)に関する留意事項の9と同一内容)に該当するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

8 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。

開札

1 入札書提出期間の末日の翌日(市の執務日)に行い、各入札者の入札金額が予定価格以上にないときは、再度入札を行います。

2 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合わせて2回とします。

3 落札者が決定した場合は、直ちに、落札者に連絡します。落札者は、予定価格以上で、最高の価格をもって入札した者とします。

また、入札結果は、速やかに、南部クリーンセンターのホームページで公表するとともに、本クリーンセンターの窓口で、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱(昭和57年6月1日施行)に基づく閲覧に供するものとします。

4 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します(くじの辞退はできません。)。

5 落札業者は、免税事業者である場合は、「免税事業者届出書」を提出してください。免税事業者届出書の提出がない場合、課税事業者として取り扱うものとします。

6 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最高入札金額以下の金額で入札した者は失格とします。初回の入札において無効の入札をした者又は失格となつた者は、再度の入札に参加することができません。

7 再度の競争入札において各入札者の入札金額が予定金額以上にないときは、最も高価な入札金額をもって入札した者と協議します。

8 7の場合で最も高価な入札金額をもって入札もつた業者が2者以上あるときは、日時及び場所を指定して、くじにより協議順位を決定します。ただし、くじにより第1位と決定した業者又は上記7の最も高価な入札金額をもって入札した業者と協議が整わない場合は、それぞれ場合の次順位業者と協議に入り、協議が整った場合は、当該業者を契約の相手方と決定します。

入札の停止、中止及び取消し

1 参加申請をした者又は入札参加者が1者であった場合でも、原則として、入札を有効なものとして執行するものとします。

2 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことができるものとします。この場合において、本入札参加者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負いません。